

「幼児教育の無償化」制度にかかわる書類作成

この10月より「幼児教育の無償化」制度が実施される予定です。
 年少・年中・年長組の全園児が無償化の対象となります。
 保護者のみなさまが書類を作成・提出していただくことで、お子様は無償化の対象となります。

- 以下の説明は、尾道市在住の方への書類作成のお願いです。
 *福山市はお盆休み後に連絡予定とのことです。今しばらくお待ち下さい。
- 書類の提出先：新高山めぐみ幼稚園 *メッシュケースに入れるか、直接教員へ
- 提出の期限：9月2日(月) 始業式の日【厳守です】
 *それ以前の提出も可です。
 *翌日3日(火)に園が尾道市教育委員会へ一括提出します。

- 注意：①各書類の裏面の「記入例」をご参照願います。
 ②記入は黒の油性ボールペン。訂正は二重線で消して訂正印。押印は認印可。
 ③書類は封筒に入れ、封筒は厳封し、表にお子様の名前を書いて下さい。
 *きょうだいは1通の封筒に入れ、お子様のお名前は連名。
 *封筒を「厳封」するのは書類にマイナンバーの記載欄があるためです。
 幼稚園は内容をチェックできません。封をする前にご自身で入念にチェック願います。
 ④当園のことを記入する場合、
 (施設名) 新高山めぐみ幼稚園 (シントカヤマメグミヨウチエン)
 (所在地) 〒722-0055 尾道市新高山2丁目2631-372
 (電話) 0848-46-4633
 (利用開始予定日) 令和元年10月1日

書類作成の問い合わせ先
 尾道市教育委員会 庶務課 庶務係 0848-20-7238 みやざわ 宮澤さん

【全員】住民票が住民票記載事項証明書」のどちらか

- 「申請書」の保護者氏名欄に記入した方のマイナンバーが記載されていること。
 *きょうだいがいる場合、きょうだい分もコピーして同封(コピーは白黒可)。
 *尾道市の説明にある「原本」とは市役所で申請して発行されたものを指します。
- 全員、ご提出下さい。

【全員】運転免許証やパスポートなどの「顔写真付きの身分証明書」のコピー

- 「申請書」の保護者氏名欄に記入した方の身分証明書です。
 *コピーはカラー、白黒どちらでも可。サイズはできればA4サイズ。
 *きょうだいがいる場合、きょうだい分のコピーも同封。

*尾道市の説明にある「原本」とは運転免許証そのものではなく、免許証のコピーを指します。
 全員、ご提出下さい。

【該当者】第2号認定(ひまわり保育を利用する方)

- 以下のいずれかの理由で、当園の預かり保育「ひまわり保育」を、①現在ほぼ定期で利用中の方、②今後利用する予定あり、③今後利用を希望する方は、設定区分「2号認定」に当てはまります。

◎雇用・自営のお仕事(就労) ◎病気・けが・心身障害
 ◎介護 ◎就学・職業訓練 ◎災害復旧 ◎出産 ◎求職活動中

- 認定されると、ひまわり保育の料金は無償化の対象となります(上限付き)。
- 以下の2つの書類をご提出下さい。

1) 第2号認定申請書

- 正式名は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」
- きょうだいがいる場合、それぞれ1通作成して下さい。
- 臨時でひまわり保育を利用する方は「第1号」に該当します。

2) 認定のための証明書類

- 二親世帯は父と母それぞれの証明書が必要です。
 *きょうだいがいる場合、コピーも同封して下さい。
- 複数の事由(理由)に当てはまっても、主だった1つの証明書でかまいません。
- 証明書類の様式①～⑥は当園のホームページに臨時掲載します。
 ◎<http://s-megumi.ed.jp/>の「おたより・献立」→「おたより」→「幼稚園」
 ◎該当する様式をご自身でダウンロードし、A4サイズで印刷してご利用下さい。
 ◎紙の様式が必要な方は、電話や「れんらくノート」でその旨(どの様式か)、お申し付け下さい。
 8月5日(月)まではお子様の通園バッグに入れます。それ以降は直接取りに来ていただきます。

【該当者】第1号認定(上の第2号以外の方全員)

第1号認定申請書のみ

- 正式名は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)」
- きょうだいがいる場合、それぞれ1通作成して下さい。



今後について

- 10月以降の園費について当園でも独自に試算しています。ただし福山市からの連絡待ち、尾道市とは細目についてやり取り中のため、確定次第ご連絡します。
- 無償化の対象になる(対象にならない)園費とその金額、10月以降の支払い方法は、後日、MEGUMI通信で追ってご連絡します。